

給水装置工事申請手続きの流れ

給水装置工事申込書提出

【提出書類】

- ・位置図、建築確認済証(鑑のみ)、建築平面図



給水申込加入金納入

- ・給水装置工事申込書を提出された際に、納付書を発行しますので各金融機関にて納入して下さい。
- ・給水申込加入金納入後、領収書のコピーを上下水道課水道係まで提出して下さい。



給水装置工事施工許可書発行

- ・決裁後、連絡いたしますので給水装置工事施工許可書を取りに来て下さい。
*許可書発行まで約1週間かかります。
- *許可書は給水申込加入金納入確認後の発行となります。**



道路使用許可書提出(都市整備課へ)

- ・町道を掘削する場合、都市整備課と協議の上、都市整備課へ提出して下さい。
- *県道を掘削する場合は、福岡県土整備事務所との協議が必要となります。



断水・不断水協議書提出

- ・施工3日前までに提出して下さい。施工時は職員が立ち会います。平日のみ(土日・祝日不可)です。
- ・断水が必要な場合、断水範囲について協議した後、断水チラシを該当する住宅等に配布して下さい。(配布するチラシを一部水道係へ提出して下さい)



給水開始申請書提出

- ・量水器をお渡しします。すみやかに設置してください。
- ※ 検針時に設置されていない場合などは、盗水とみなし過料を徴収することがあります。



給水工事検査願提出

【提出書類】

- ※ 提出前に、検査願のチェック欄を確認してください。
- ・竣工図(任意用紙に作成)
*責任分岐の埋設バルブを設置した場合は、**竣工図に申請者の署名、捺印が必要**です。
- ・工事写真(バルブ分水栓または圧着箇所～メーターボックス設置まで、
テストポンプ、穿孔状況、路面復旧状況等)
*二次側にテストポンプ(1.75MPa)をかけて下さい。
- ・書類確認後、検査日時を協議します。



道路復旧完了届け提出(都市整備課へ)